解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

福井県吉田郡永平寺町山王二〇号八番地
宗教法人立勝寺
清算人　鈴木　和雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目九番五号
西部工業用ゴム製品卸商業厚生年金基金
代表清算人　加藤　公三

解散公告（第三回）

当社は、平成七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

兵庫県姫路市花田町高木六番地
上杉皮革株式会社
清算人　米田　浩之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

鹿児島県奄美市名瀬末広町一八番一三号
医療法人健皮会
清算人　川井　邦彦

配当公告

群馬県高崎市倉賀野町二七二一
破産者　株式会社Kライズ

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十七年（フ）第五十六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四〇一、五七八、九三二円
一、配当することのできる金額
金一〇〇、三九四、七一三円

平成二十七年十二月二十八日

群馬県高崎市金古町一二二一番地
破産管財人　小此木　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南五条西二丁目一二番地、最後の住所札幌市中央区宮の森二条一三丁目三番一号　被相続人　亡　久末　聖治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市四条通二五丁目右三号、最後の住所北海道旭川市七条西七丁目一番二号
被相続人　亡　西本　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

北海道旭川市東光一一条三丁目四番一〇号
野嶋第一ビル二階　佐藤真吾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木五丁目一六六番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市四九六三番地の一
被相続人　亡　新井まさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一五番地
三　藤田ビル　眞鍋・大関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　眞鍋　涼介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡飯豊町大字萩生三七七番地、最後の住所栃木県鹿沼市千渡一六七八番地七　被相続人　亡　島貫　義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県宇都宮市簗瀬町二五一六番地二八
宇都宮東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市大字堤根一五三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北本市宮内三丁目六四番地五、最後の住所埼玉県北本市宮内三丁目六四番地五　被相続人　亡　野澤　隆平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一―二―一エイペックスタワー浦和オフィス西館六〇八号室彩総合法律事務所
相続財産管理人　阿部　高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡寄居町大字用土三七五九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　町田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所埼玉県熊谷市筑波一丁目五六番一号ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石　悟史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市野里七〇九番地三、最後の住所千葉県袖ケ浦市野里一七八四番地二　被相続人　亡　山口　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目九番九号
エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西田　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市根木内六一番地二五、最後の住所千葉県松戸市根木内六一番地の二五　被相続人　亡　長郷　俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所千葉県柏市千代田一―二―五一エスティビル三階　今野・髙島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙島　圭介